六　環境の変化に堪え、共同生活を行い得る適性のある者であること。 七　体く、完全、身体強健で伝染性疾患、慢性疾患、奇形、四肢関節障害等の異常がないこと。 八　前各号のほか、防衛大臣の定める基準 2　［略］	七　環境の変化に堪え、共同生活を行いうる適性のある者であること。 八　体く、完全、身体強健で伝染性疾患、慢性疾患、奇形、四肢関節障害等の異常がないこと。 九　前各号のほか、防衛大臣の定める基準 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。